平成２２年（フ）第２８２６号
横浜市金沢区能見台東11番２―501号
債務者　保田千恵子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８２７号
横浜市金沢区能見台東11番２―501号
債務者　保田　敏文
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月17日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１３３号
札幌市中央区南22条西８丁目１番30―405号
債務者　島　　憲一
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６６号
岐阜市八代２丁目20番17号
債務者　辻　　良明
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉島　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６２２号
岐阜県瑞穂市牛牧722番地１
債務者　石原　英子
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
岐阜地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３１１４号
福岡県遠賀郡岡垣町旭南５番６号
破産者　石原　浩三
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１１５号
福岡県遠賀郡岡垣町旭南５番６号
破産者　石原利規子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１７号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地158　県営小牛田峯山住宅314号
破産者　大橋　　香
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２８８０号
福岡市城南区別府５丁目３番20―201号、破産手続開始決定時の住所福岡県飯塚市横田18番地６
破産者　瓜生　　勇
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９５号
札幌市中央区円山西町５丁目３番53号
破産者　田邊　裕司
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７７号
札幌市北区篠路町上篠路262番地６
破産者　日山　治美（旧姓須田）
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８１号
札幌市南区真駒内本町３丁目３番３号
破産者　横宗　保治
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９５号
千葉県鎌ヶ谷市粟野736番地24、開始決定時の住所札幌市南区南32条西９丁目１番１―322号
破産者　鈴木　　拓
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９８号
仙台市青葉区荒巻中央15番27―508号
破産者　早坂　一実
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
宮城県気仙沼市浜町１丁目４番31号
破産者　加藤　信一
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５３９号
埼玉県熊谷市久下1860番地16
破産者　花岡　信明
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４３号
埼玉県行田市城西１丁目１番３号
破産者　諸貫　利行
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１４１号
新潟市東区中山８丁目12番13号　メゾンドール201
破産者　堀川　昇司
1　決定年月日　平成22年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部